

公益法人等への企業職員の派遣等に関する規程（平成13年北海道企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程

第 1 条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への企業職員」を「公益的法人等への企業職員」に改める。

第 2 条中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 3 月 31 日から施行する。

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3 月 31 日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道企業管理規程第 4 号

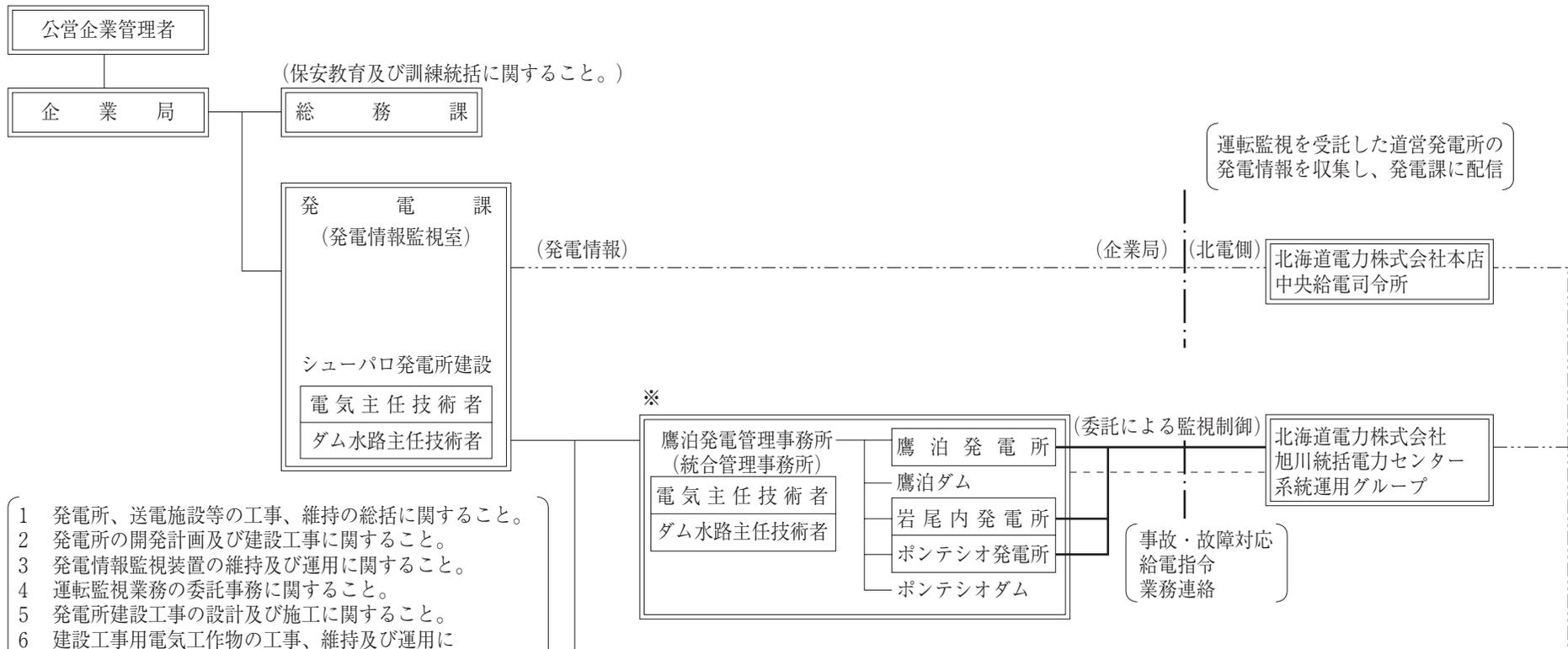
北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

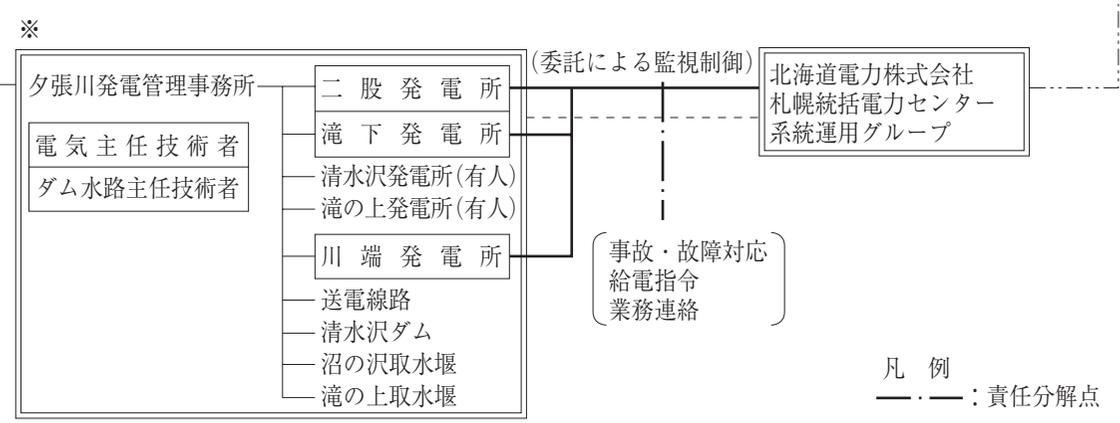
別表第 1（第 4 条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



関すること。
7 保安教育及び訓練の実施に関すること。

※
1 発電所、送電施設等の工事、維持及び運用に関すること。
2 運転監視業務の委託に関すること。
3 保安教育及び訓練の実施に関すること。



別表第3表水力発電設備の部、電気工作物の項及び変電設備の部を次のように改める。

別表第3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査に関する基準

設備別	巡視		点検 (検査を含む。)			備考
	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻度	
水力発電設備	電気工作物 (水路工作物を除く)	(※1) 有人 1回/日	水車・発電機	(※3) 外部点検	1回/3年	(※1) 「有人」とは、常時監視制御方式の発電所をいう。 (※2) 巡視にかわる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所で万一電気工作物の損壊が発生しても第三者に影響を与えるおそれのない発電所等、特に指定する箇所については、別に定める。 (※3) 水車の外部点検とは放水して行うことをいう。 (※4) 発電所個々において行うものとし別に定める。 (※5) (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (※6) (1) ガス遮断器等特に指定するものは、別に定める。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
		(※2) 無人 2回/日		測定試験	1回/3年	
		内部点検	(※4) 適宜			
	主要変圧器	外部点検	1回/3年			
	主要遮断器	外部点検	(※5) 1回/3年			
	測定試験	(※5) 1回/3年				
	内部点検	(※6) 1回/6年				
変電	電気工作物	(※1) 有人 1回/日	主要変圧器	外部点検	1回/3年	(※1) 「有人」とは、常時監視制御方式の発電所をいう。 (※2) 巡視にかわる監視装置が設置されている変電所で、特に指定する箇所については、別に定める。
		(※2) 無人	主要遮断器	外部点検	(※3) 1回/3年	
				測定試験	(※3) 1回/3年	

電 設 備		2 回／日	内部点検		<small>(※4)</small> 1 回／6 年	<small>(※3)</small> 水車の外部点検とは抜水して行うことをいう。 <small>(※4)</small> 水質条件・材質等により、発電所個々に定期的に行うものとし、別に定める。 <small>(※5)</small> ガス遮断器等特に指定するものは、1 回／6 年とする。 <small>(※6)</small> (1) ガス遮断器等特に指定するものは、別に定める。 (2) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
-------------	--	-------	------	--	--------------------------------	--

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3 月31日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道企業管理規程第 5 号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

第 2 条の 2 中「の各号」を削り、同条第 2 号中「財団法人北海道職員互助会」の次に「（昭和47年 4 月 1 日に財団法人北海道職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を加え、「並びに商品代金の立替えに係る返済金」及び「並びに預金の積立金」を削る。

第 5 条第 3 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

第 9 条の 3 第 1 項第 1 号中「のア又はイ」を削り、「当該ア又はイ」を「それぞれ次」に改め、同項第 2 号中「を超えない範囲内で、道職員の住居手当の支給の例により管理者が定める額」を削る。

第18条第 2 項中「8 時間」を「7 時間45分」に改め、同条第 3 項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第22条第 2 項中「8 時間に18を乗じて得たもの」を「管理者が定める時間」に改める。

第23条の 2 第 1 項の表 3 種の項中「8,000円」を「8,500円」に改め、同表 4 種の項中「6,000円」を「7,000円」に改め、同表 5 種の項を削り、同条第 2 項第 1 号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同項第 2 号中「8,000円」を「8,500円」に改める。

第24条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 1 号ア中「第28条第 2 項第 1 号」の次に「又は

北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第 1 条の 2」を加え、同号エ中「専従職員」を「専従退職者」に改め、同号オ中「育児休業法（）」を削り、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された企業職員（以下「外国派遣職員」という。）及び公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された企業職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていないものをいう。）

第24条第 2 項第 1 号に次のように加える。

キ 自己啓発等休業職員（自己啓発等休業（法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。）をしている企業職員をいう。）

第24条第 2 項第 2 号中「アからエまで」を削り、「事項」の次に「（カに掲げる事項を除く。）」を加え、同条第 5 項第 1 号中「及びイ」を「、イ若しくはキ」に、「並びに」を「又は」に改め、「第 2 条」の次に「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第 5 条」を加える。

第24条の 4 第 2 項第 1 号イ中「及びエ」を「、エ又はキ」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 外国派遣職員

エ 公益的法人等派遣職員

第24条の 4 第 9 項第 7 号中「第 9 条第 1 項」を「第19条第 1 項」に改める。

第26条第 2 項中「高血圧症、動脈硬化性心臓疾患－慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、悪性新生物による疾病又は精神病及び膠原病のうち管理者がとくに必要と認めるもの」を「動脈硬化性心臓疾患、悪性新生物、高血圧症による中枢神経系の血管損傷による疾病」に改める。

第28条中「高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、

悪性新生物による疾病又は精神病及び膠原病のうち管理者がとくに必要と認めるもの」を「動脈硬化性心臓疾患、悪性新生物、高血圧症による中枢神経系の血管損傷による疾病」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年3月31日から施行する。ただし、第18条第2項、同条第3項、第26条第2項及び第28条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道企業職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第28条に掲げる疾病のうちこの規程による改正後の北海道企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第28条に掲げる疾病以外の疾病（以下「旧28条疾病」という。）により病気休暇の承認を受けている職員又はこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から旧28条疾病による病気休暇の承認を受けていた職員で施行日以後に引き続き病気休暇の承認を受けることとなったものの、施行日から起算して90日を経過するまでの間の改正後の規程第28条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程第26条第2項に掲げる疾病のうち改正後の規程第26条第2項に掲げる疾病以外の疾病（以下「旧26条2項疾病」という。）にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員又は施行日の前日から旧26条2項疾病にかかり当該事由に該当して休職にされている職員で施行日以後に引き続き当該事由に該当して休職にされたものの、施行日から起算して3月を経過するまでの間の改正後の規程第26条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

道 議 会 訓 令

北海道議会訓令第1号

北海道議会事務局

北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

北海道議会議長 釣 部 勲

北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道議会事務局文書管理規程（平成11年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項を次のとおり改める。

(発送及び送信)

第31条 郵便若しくは信書便又は託送による文書の発送は、総務業務センターにおいて行うものとする。ただし、郵便若しくは信書便による文書の発送は、やむを得ない事情により総務業務センターにおいて行うことができない場合は、文書主管課において行うことができるものとする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号

北海道議会告示の左横書きの実施等に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

北海道議会議長 釣 部 勲

北海道議会告示の左横書きの実施等に関する規程を廃止する規程

北海道議会告示の左横書きの実施等に関する規程（平成14年北海道議会告示第6号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

